

令和7年12月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和7年12月5日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和7年12月5日 午前9時宣告

開 議 令和7年12月5日 午前9時宣告（第1日）

応招議員 1番 東 祐太朗 2番 田村 雅之 3番 安田 節子
4番 齋藤 光 5番 岡林 哲司 6番 山本 和輝
7番 田村 幸生 8番 宮崎知恵子 9番 西森 勝仁
10番 下川 芳樹 11番 松浦 隆起 12番 中村 卓司
13番 岡村 統正

不応招議員 な し

出席議員 1番 東 祐太朗 2番 田村 雅之 3番 安田 節子
4番 齋藤 光 5番 岡林 哲司 6番 山本 和輝
7番 田村 幸生 8番 宮崎知恵子 9番 西森 勝仁
10番 下川 芳樹 11番 松浦 隆起 12番 中村 卓司
13番 岡村 統正

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	副 町 長	田村 正和
教 育 長	濱田 陽治	教 育 次 長	岡田 秀和
総 務 課 長	横畠 克彦	まちづくり推進課長	安岡 裕美
会計管理者兼会計課長	上田 くみ	住 民 課 長	廣田 春秋
産業振興課長	下八川久夫	建 設 課 長	吉野 広昭
農業委員会事務局長	藤本 雅徳	健康福祉課長	岡崎 省治
病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山崎 有岐	議会事務局書記	高鴨 学
--------	-------	---------	------

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 6番 山本 和輝 7番 田村 幸生

令和7年12月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和7年12月5日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 行政報告 |
| 日程第5 | 議案第67号 | 令和7年度佐川町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第6 | 議案第68号 | 令和7年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第7 | 議案第69号 | 令和7年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第8 | 議案第70号 | 令和7年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第9 | 議案第71号 | 令和7年度佐川町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第10 | 議案第72号 | 令和7年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第11 | 議案第73号 | 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第74号 | 佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第75号 | 佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第14 議案第76号 佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第77号 佐川町手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第78号 佐川町病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第79号 佐川町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第80号 佐川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第81号 佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第82号 佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第83号 佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第84号 佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

ただいまから、令和7年12月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、6番、山本和輝君、7番、田村幸生君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長、岡村統正君。

議会運営委員長（岡村統正君）

12月定例会の会期及び運営につきまして、12月1日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日12月5日を開会日とし、議案の上程までとします。

6日、土曜日、7日、日曜日は休会とします。

8日、月曜日から10日、水曜日まで一般質問を行います。終了後、休会とし、議員全員協議会及び産業厚生常任委員会を行います。

11日、木曜日は議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は12月5日から11日までの7日間に決定しましたので、ご報告いたします。

なお、運営につきましては議長に一任いたしますので、よろしく願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

お諮りします。

本定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月11日までの7日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から11日までの7日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、例月の出納検査報告書の提出が監査委員よりあっております。

これらは事務局で保管しておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

それでは議長就任後の主立ったものについて報告します。

10月31日、令和7年度トップセミナーが高知県立県民文化ホールにおいて開催され、議員の皆様方と出席してまいりました。講師は株式会社日本総合研究所の藻谷浩介氏であり、「人口減少時代における地方の在り方」と題した講演を拝聴してまいりました。都会と地方の人口動態の新たな視点・捉え方のポイントなど、わかりやすいご講演でありました。

11月1日、高知県戦没者追悼式が高知県立県民文化ホールで開催され、町長とともに出席し、献花を供えてまいりました。

11月6日、第1回仁淀川流域町村議会議員研修会が日高村役場で開かれ、議員の皆様方と参加してまいりました。当日は日高村企画課長、前田修平氏を講師に迎え、「流域治水とまちづくり」と題した講演をいただいた後、放水路の現地をご案内いただき、見学してまいりました。

11月7日、教育長から佐川小学校訪問のご案内を受け、授業参観と給食の試食会へ議員の皆様方と参加してまいりました。授業では「一人一人の学習ペースに向き合った授業」が行われておりました。高学年の授業では、地域の防災について、町内の危険箇所などが話し合われていました。生徒の毎日の登下校時における気付きや、大人では見落としがちな危険箇所の指摘など、発表課題として挙げられておりました。

また、給食の試食会では、成長期の子供の栄養とバランスがしっかりと考えられたメニューをご提供いただき、限られた予算の中で工夫がなされた、大変おいしい給食をいただきました。

11月11日、県選出国會議員と町村議会議長との意見交換会が、東京都ルポール麹町において開催され、参加してまいりました。

11月12日、第69回町村議会議長会議長全国大会が東京のNHKホールにおいて開催され、事務局長と参加してまいりました。大会では、議員のなり手不足対策への支援、低額な議員報酬の改善、政治分野の男女共同参画の推進、議会のデジタル化への支援など、環境整備の改善を求める重点要望などが採択されました。令和8年度の予算編成にあたり、農業・林業・漁業の振興対策の強化や地域保健医療の向上、消防体制の強化などを国に強く要請する決議が採択されました。

11月14日、第77回関東高知県人会が、東武ホテルレバント東京にて開催され、町長とともに参加してまいりました。高知県にゆかりのある幅広い分野でご活躍されている方々が集い、会場の和やかな雰囲気の中、関係者との交流ができました。

11月22日、関東仁淀ブルーの会第2回総会・親睦交流会が東京都「喜山俱

楽部」で開かれ、町長とともに参加してまいりました。会議では、本年度の活動報告と今後の活動方針について報告されました。会員相互の交流や親睦を深めるため、首都圏における「仁淀ブルー認知度」の向上・流域6市町村との直接連携の強化・首都圏におけるPR活動の促進などの報告を受けました。

今後も本年度の取組を引き続き進め、県外からの移住促進や観光・交流人口の増加を目指し、サポーターを拡大しながら認知度を上げていくことを目標に、活動の幅を広げていくとの報告でありました。

12月2日、高知県町村議会議長会理事会が高知県自治会館において開催され、参加してまいりました。令和8年度の事業計画案、予算案などを協議してまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

皆様、おはようございます。

本日は議員の皆様にご出席をいただき、令和7年12月佐川町議会定例会が開催できますことに厚く御礼申し上げます。

また、日頃は町政運営に対しましてご指導、ご協力をいただき、改めまして厚く御礼申し上げます。

それでは開会にあたりまして、行政報告並びに私にとりまして2期目の就任後、最初の定例議会でありますので、2期目に向けての町政運営に対する私の所信と決意の一端を申し上げ、議員の皆様をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じますのでよろしくお願いをいたします。

本年10月の町長選挙におきまして、町民の皆様のご支援、ご厚情を賜り、引き続き佐川町長として2期目の町政運営を担わせていただくことになりました。

これまでの1期4年間、町政運営におきまして、様々な形でご支援をいただきました町民の皆様、議員の皆様をはじめ、多くの皆様に改めまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

今回の選挙は無投票となり、投票による民意を直接反映させる機会を得られなかったことにつきましては、重く受けとめております。私としましても、この結果をもって、全ての住民の皆様の信任を得たとは考えておりません。

しかしながら、2期目の4年間への期待でもあると受けとめ、引き続き、全力で町政運営に取り組み、皆様の期待にお応えしていかなければならないという強い使命感で身の引き締まる思いでございます。

また、同日行われました佐川町議会議員選挙におきまして、当選されました13名の皆様に改めましてお祝いを申し上げます。

今後は、佐川町浮揚発展と町民の皆様が幸せに暮らすことができますよう、議員の皆様にはあらゆる方面から、町執行部に対しご指導、ご提案をよろしくお願いしたいと存じます。

さて、地方におきましては、急激な人口減少による地域経済の衰退や高齢化による農業の担い手不足など、社会環境の大きな変化の中で、中山間地域である佐川町におきましても、抱える課題が山積している状況であります。

少子高齢化による人口減少対策や、南海トラフ巨大地震などの災害に備えるための危機管理体制の強化、子育て支援、高齢者障害者福祉の充実、住民の皆様のご要望にお応えするための事業実施、支援、そしてこれ以外にも多様化、複雑化する現代社会への対応など、まだまだ対策を講じていかなければならない多くの課題があります。

これらの多くの課題解決に向け、引き続き住民の皆様と対話と協働に加え、今と未来の双方の視点から、できるできないではなくどうすればできるのかを常に意識し、今まで以上に国、県、関係市町村、関係機関の皆さんとの連携をさらに深め、応援協力をいただきながら要望活動を行い、住民の皆様に寄り添った政策を職員とともに全力で推進してまいります。

私は、佐川町の未来にとってどのような政策が有効であるかをしっかりと見極め、一つ一つ着実に課題を解決し、今とともに生きる皆さんの幸せと、未来の子供たちのために、住民の皆様、議員の皆様とともに社会の変化に対応し、持続可能なまちづくりに全力で取り組んでまいります。

1期4年間の経験と、先人が築き上げてこられた歴史を見つめ、佐川町の次代を担う人々に、夢と希望のある佐川町の未来をつくるため、自分の目で確かめ、また住民の皆様からのご意見、ご要望をお聞きしながら、大胆かつスピード感を持って、5つの目標に取り組んでまいります。

私が掲げた5つの実施すべき取組につきましては、まず1つとしまして、町民と創る持続可能なまちづくり。2つ目としまして、人口減少、少子高齢化対策の強化。3番目としまして、防災・減災対策の強化。4つ目としまして、活力ある活発なまちづくり。5つ目としまして、教育の充実と子育て支援の5つでございます。

それぞれの目標について、ご説明をさせていただきます。

まず、町民とつくる持続可能なまちづくりについて申し上げます。

2期目におきましても、皆様の声をしっかりと受けとめるため、引き続き町政懇談会を実施します。また、複雑化、多様化する時代の変化に対応するため、

必要性、計画性、弾力性を念頭に置いた安定した行財政運営を実施します。

ふるさと納税につきましては、納税額の増額に向け、企業誘致など積極的な取組を協議、検討してまいります。

次に、人口減少、少子高齢化対策の強化についてでございます。

近年、出生数の減少や大都市圏への人口集中に歯止めがかからない今、地域の活力や持続性に大きく影響しております。社会の担い手となる若者が住みたいと思ひ、子供を産み育てたいと思えるまちを築いていかなければ、いずれ本町は立ちいかなくなります。

そのため、町営住宅の整備、空き家住宅の活用、町有地を活用した宅地分譲整備を実施するとともに、安心して妊娠、出産、子育てできる環境づくりなど、子育て支援の充実、そして高齢者、障害者の皆様に対してのさらなる支援や、移住定住の促進についても強化を図り、着実に人口減少、少子高齢化の対策に努めてまいります。

次に、防災減災対策の強化についてでございます。

今後30年以内に発生確率が60%から90%以上に引き上げられました、南海トラフ巨大地震や自然災害への対策としまして、上水道、町道などのインフラ整備や防災、地域防災の要であります消防団施設の整備と消防団員の確保や組織力の強化、資機材の充実、自主防災組織の防災力の強化とともに、避難体制につきましては高齢者をはじめ、町民の方々が自助、共助により安全で迅速に避難できる体制づくりを強化するとともに、公民館や自主防災組織が自主的に運営する避難所への支援を実施し、住宅の耐震化に対しても、さらなる支援を実施してまいります。

次に、活力ある活発なまちづくりについてでございます。

近年の不安定な社会情勢において物価高騰などが続く中、1次産業における人手不足、担い手不足への対応や、生産性の向上など、町内産業の持続性を確保するため、新規就農者や担い手支援など、取組を強化するとともに、耕作放棄地などの遊休農地の解消と利活用に向け、関係機関と連携を強化し、対策に取り組んでまいります。

また、中小企業の安定経営や地域産業の活性化につきましては、雇用の確保や地域のにぎわいの維持のためにも重要であることから、地元製品のブランド化や観光との連携による新たな需要の創出、販路拡大など中小企業の皆様の声を伺いながら、地域経済の持続的な発展に向けた支援に取り組んでまいります。

観光振興につきましては地域経済を支える重要な柱であり、観光資源を最大限に活用することが地域の活性化にもつながることから、引き続き事業者の声や観光客のニーズに対し、関係機関と連携し町の魅力などを最大限に発信する

とともに、観光客の集客増と観光施設のさらなる充実に取り組んでまいります。

地域の拠点であります集落活動センターや、あったかふれあいセンターへの支援をさらに強化し、地域を元気にし、地域自治の活性化と維持にも取り組んでまいります。

次に、教育の充実と子育て支援についてでございます。

教育につきましては、全国的にも、また県下的にもこれらの時代に求められている学力、増加傾向にある不登校、家庭での学習環境の課題など、子供を取り巻く厳しい課題が見られております。

佐川町におきましても同様の課題があり、学校教育や社会教育の充実により教育による地域振興を目指すことが期待されております。学校教育の施策につきましては、教育研究所がふるさと教育を初めとするさかわ未来学構想や不登校問題に取り組んでおり、引き続き有効な施策を一層充実させ、町民の皆様や町外の皆様に、子育てをするなら佐川町で、教育を受けるなら佐川町でと提供いただけるように努めてまいります。

学校給食につきましては、小中学校の給食費の無償化を実施しておりますが、今後におきましてもこの施策を継続しながら、引き続き可能な限り地産地消に取り組み、物価高騰の中においても給食の質を低下させず、安全で安心できる学校給食を提供してまいります。

社会教育、生涯学習の施策につきましては、新町立図書館さくとの今後の一層の利活用を進め、青山文庫や佐川地質館などの他の文化施設の整備と併せて、町内に学びの輪を広げてまいります。

さらに、これらの取組に、社会体育や芸能文化の振興も併せて、コミュニティのつながりが一層強靱となり、文教のまち佐川が、町民の皆様の誇りとなるよう努めてまいります。

以上が、私が掲げた5つの実施すべき取組でございますが、その他にも運営が厳しくなっております高北病院につきましては、地域医療体制の充実、運営につきましては事務局と一緒に、引き続き県や高知大学病院、高知医療センターにご支援をいただき、医師確保に努めるとともに、国への要望を含め、しっかりと持続に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上、私の町政運営に対する所信の一端を述べさせていただきました。

私は1期4年間、町長として就任させていただき、町民の皆様の生命と財産を守り、住民福祉の向上に向け、全力で取り組んでまいりました。

その中で、大きな課題に直面することもありましたが、そのたびに職員と協議を重ね、知恵を出し合いながら、町民の皆様にとって最善を見極め、限られた財源の中で、最大の効果の発揮に努めてまいりました。

人口が自然増加する時代は終わり、私たちは人口減少時代を歩み始めております。私たちがこれまで経験したことのない、困難な時代を前にして、私たちの未来、子供たちの未来はどうなるんだろうと不安を感じておられる多くの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

大都市圏への人口集中に歯止めがかからない今、社会の担い手となる若者が住みたいと思い、子供を産み育てたいと思える佐川町を築いていかなければ、いずれ佐川町も立ちいかなくなります。

これからの佐川町を待ち受ける10年先、20年先を見据え、今、行うべき施策やその優先順位をしっかりと見極め、町民の皆様の明るい未来のために、職員とコミュニケーションを密にしながら、前例にとらわれず、全職員で力を合わせ、この時代に立ち向かってまいります。

私はその先頭に立つものとして全身全霊で臨む決意でございます。議員の皆様をはじめ、町民の皆様にはご理解いただき、今後ともご指導、ご支援賜りますようお願いを申し上げます。私の2期目の所信表明といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

まず、ふるさと納税に関する事業についてでございます。ご報告させていただきます。

11月20日に東京で、一般社団法人ふるさと未来創造コンソーシアムの主催で開催されました「第1回ふるさと納税未来創造アワード」に出席してまいりました。この表彰式は、「ふるさと寄附金の使い道」について、全国の事例を共有し、そのなかで先進的で優れた取組を行った自治体を表彰するものです。表彰式では、ふるさと納税の「生みの親」とも呼ばれております、元総理大臣菅義偉衆議院議員からのビデオメッセージの祝辞がございました。

表彰される部門は、教育や産業、観光、福祉、防災など、分野ごとに分かれており、佐川町は「こども・学び推進賞」の部門に、給食センターの運営と給食費無償化の取組事例をエントリーさせていただきました。

佐川町の取組には、事前の一次審査において国民の皆さまから多くの共感をいただき、当日の二次審査においては、壇上でこの取組について、全国自治体の皆さまや企業様に紹介することができました。この佐川町の取組は、大変評価をいただき、当日、出席者の投票により「こども・学び推進賞」を受賞することができました。

ふるさと納税におきましては、寄附金の多寡や返礼品の魅力だけが注目されることが多く、各自治体の競争が激化しております。このような状況のなか、自治体関係者が、寄附金の使途や活用事例、成果についてお互いが共有できる機会を設けることは、ふるさと納税の理念について再認識するとともに、地域

活性化に大変有益なものであると考えております。

今後も引き続き、寄附金の増額について取組を強化してまいりたいと考えております。

次に地球温暖化対策について、ご報告いたします。

佐川町では、地球温暖化対策への取組を強化するため、令和6年3月に、2050年二酸化炭素排出量ゼロを目指した「佐川町2050年ゼロカーボンシティ宣言」を行っております。

本年9月に、佐川町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」を策定し、公表をいたしました。実行計画では、2050年のカーボンニュートラルを達成するための中期目標として、2030年には、2013年度との比較で、排出量を50%削減することを目標としております。また、併せて実行計画を進めるためのゼロカーボンに向けた取組としまして、「佐川町省エネ家電製品買替推進事業補助金」、「佐川町省エネ住宅促進事業補助金」、「佐川町生ごみ処理機等購入補助金」を創設しております。さらに11月からは、省エネ対策や住宅の断熱化などの相談窓口を週に2回設置し、住宅への訪問診断の受付を始めているところです。

実行計画では、自然や歴史と調和した佐川町らしい温暖化対策を推進するとしており、二酸化炭素の削減だけではなく、地域経済の発展にも寄与する取組としておりますので、町民の皆様にも参画しやすいように、今後も地球温暖化対策事業を推進してまいります。

続きまして、各課の所管事項についてご報告をさせていただきます。

まずはじめに、まちづくり推進課の所管事項でございます。

まず地域公共交通事業について、ご報告いたします。

10月17日に本年度2回目の「佐川町地域公共交通会議」を開催し、交通事業者や地域の代表の方など、委員の皆様にご報告をいたしました。

会議では、3月の路線再編前と再編後の路線別利用者数の推移などの分析や、路線再編後の満足度等を調査したアンケート調査結果、地区別意見交換実施結果、乗務員ヒアリング結果についてご報告させていただきました。

その後、それらの調査結果を元に路線再編方針や、路線再編緊急対応等についてご協議いただきました。

路線再編方針につきましては、調査結果から得られた留意事項を踏まえ、「中心部周回運行区間のシンプル化」、「運行ダイヤの再設定」、「乗務員の負担につながらない余裕を持った運行経路」、「ダイヤの再設定」、「サンプラザバス停の再移設」、「利用状況に応じた運行区間の再設定」の5つの再編

方針を軸に検討を進めること、また、路線再編緊急対応につきましては、特に緊急性が高いと判断された「道の駅佐川線」の1便目、上り便の運行を12月からの取りやめること、サンプラザ佐川店の停留所の移設についてご協議いただき、賛成多数でご承認いただきました。

今後につきましても、引き続き町民の皆様や乗務員からの意見を踏まえた再編方針を軸に、運行経路やダイヤの設定について検討を進め、安全で利用しやすい地域公共交通になるよう3月の路線再編を行ってまいりたいと考えております。

次に、一般社団法人尾川たいこ岩の主催で開催されました「移住者との座談会」について、ご報告いたします。

10月21日に尾川地区集落活動センターたいこ岩におきまして、尾川地区へ移住した方と、地域の方との意見交換などを行う座談会が開催されました。町からは私と副町長、まちづくり推進課の職員が参加し、移住者や地域の方とともに意見交換や交流を行いました。

地域の方からは、尾川地区の豊富な資源や魅力を生かし、移住者の方や地域おこし協力隊の力も借りるなどして実現したいことや、また、空き家対策への提案などこれからの尾川地区を守り、維持していくための様々な意見が出されました。

移住者の方からは、移住し定住するためにハードルとなることや、町への要望、定住後の地域とのかかわり方や思い、防災施策等への提案がされ、大変有意義な時間となりました。今回の交流で地域の方の尾川地区への愛情や、思いを改めて感じることができましたし、いただきましたご意見等につきましては、今後の町の取組にも生かすことができるのではないかと考えております。

次に、総務課の所管事項でございます。

佐川町における諸証明の発行に係る手数料及び公共施設使用料の見直しについて、ご報告いたします。

手数料及び使用料は、各種証明発行や公共施設の使用などの、行政サービスを利用される特定の方々から、受益の範囲内で行政サービスの対価としてご負担をいただいているものでございます。

今回、行政サービスの提供に対しての必要な経費を算出するとともに、使用料につきましては、施設の目的や性質に応じて行政と受益者との負担割合などについても検討を加え、現行の手数料及び使用料の金額が適正となるよう見直しを行ったものです。

利用される皆様につきましては、ご負担が増えることとなりますが、適正な金額をご負担いただくことにより、施設の運営改善と行政サービスの改善を図

ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、新たな手数料、使用料につきましては、令和8年4月1日から適用とさせていただきますたく、関係条例の改正案の議案を、本定例会に提出させていただいておりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、住民課の所管事項でございます。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場について、ご報告いたします。

施設本体工事につきましては、埋め立て地内部の掘削が概ね終了し、被覆施設を支える11本の中柱の組み立てが進んでおります。しかしながら、埋め立て地内南側斜面の一部に緩みが見られるため、ボーリング調査による状況確認のうえ、現在、その対策について検討を重ねているとの説明がありました。

なお、11月25日に「最終処分場施設整備専門委員会」が開催されまして、脆弱部の移動を押さえ、盛り土で抑制する対策工法が決定されております。この対策工事を行うことにより、令和9年9月頃の共用開始の時期に影響する可能性もあると伺っております。

また、最終処分場の建設現場視察につきましては、9月12日に佐川町議会議員、9月18日に加茂中学校2年生、そして11月15日に加茂地区住民等で構成しています「環境保全等連絡協議会」で建設現場の視察を実施しました。

それぞれ、処分場北部の管理施設建設予定地から埋め立て地と、防災調整池などをご覧いただき、施設の概要や工事の進捗状況についても現場で説明をさせていただきました。

加茂中学校につきましては、環境学習の一環として、視察前に授業にお招きいただき、エコサイクル高知佐川町事務所の職員から、施設建設の経緯や意義などについて説明もさせていただきました。視察後も学習を継続されており、11月1日には、加茂中学校の「文化発表会」で学習成果を演劇にまとめた発表もあったと伺っております。今後も継続的に加茂地区の子供たちに環境学習や環境保全に関わっていただきたいと考えております。

また、10月29日、地域振興策や周辺安全対策に関する取組としまして、町と加茂地区住民で構成する「加茂地区地域振興策等推進会」を開催いたしました。この推進会は、町と地元の両者間で情報の共有を図り、地域振興策の事業を円滑に実施していくことを目的としており、当日は、事業を所管している県の担当課の職員にもご出席をいただき、地域振興策の状況報告を行っております。

今後も引き続き、工事に伴う交通安全対策、環境保全対策につきまして万全を期すよう町から強くお願いしていくとともに、県及びエコサイクル高知と連

携して、地域住民の皆様の不安の解消に努め、安全の確保と生活環境の保全に取り組んでまいります。

次に健康福祉課の所管事項でございます。

まず歯科医師の確保策の検討について、ご報告いたします。

現在、町内の歯科医療機関は3か所ありますが、歯科医師はいずれも65歳以上であり、また越知町では2か所あった歯科診療所がいずれも廃業するなど、地域の歯科医療の提供体制の確保が困難となっております。

こういった状況を受けまして、県とも連携し、仁淀川町を含めた高吾北地域の歯科医療の提供体制の確保策を検討する3町合同の会議を9月10日に立ち上げました。

構成メンバーは、3町の担当課及び県医療政策課、県歯科医師会、県中央西福祉保健所とし、高吾北地域における現状把握とともに、当面の課題や中長期的な課題を整理し、対応策を検討することになっております。

佐川町におきましては、これに加えて、独自に10月8日、町内歯科診療所の3人の歯科医に集まっていただき、地域の歯科医療、歯科保健に関する意見交換や、それぞれの診療所の現状及び今後の意向等をお伺いしました。

歯科医の高齢化や偏在化とともに、歯科衛生士不足も大きな課題であり、簡単に解決できる問題ではないですが、関係者と連携しながら、地域の歯科医療体制の確保を検討してまいります。

次に、民生委員・児童委員の改選について、ご報告いたします。

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進のため、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行うことで、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を担っていたでいており、このたび、同委員の任期満了に伴う一斉改選が行われました。

新たな任期は12月1日からの3年間となっており、町内の定員51名のうち、委嘱を受けた地区担当の民生児童委員37名、主任児童委員5名の合計42名につきましては、12月1日に健康福祉センターかわせみにおいて委嘱状伝達式を執り行いました。

今回、委嘱できなかった地区につきましては、町や社会福祉協議会、他地区の民生児童委員等でカバーしつつ、地元の自治会等と相談しながら、できる限り、欠員状況を解消していきたいと考えておりますので、議員の皆様にもご協力をお願いいたします。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

まず、「まきのさんの道の駅・佐川」を管理運営する「一般財団法人しあわせづくり佐川」の元職員による業務上横領事件について、裁判が終結しました

ので、ご報告いたします。

初めに、本事件につきまして、町民の皆さま、関係者の皆さまに多大なご心配とご迷惑をおかけしたこと、深くお詫び申し上げます。

本事件につきましては、9月22日に元職員に判決が言い渡され、懲役2年が確定しました。「一般財団法人しあわせづくり佐川」におきましても、既に元職員と示談が成立しており、被害額約846万円について、示談書に基づき被害額の回収を進めていくとの報告を受けております。

町としましても、今後、二度と、このような不祥事が起こらないよう、財団法人に対する監督と指導を徹底してまいります。

次に、佐川町水稻栽培支援金についてご報告いたします。

物価高騰の影響により、水稻の生産コストが増加した農業者の皆様を対象として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として活用し、令和7年度に水稻の作付けのあった農地1平方メートル当たり8円を支給させていただき当支援金につきましては、11月末現在で263件、約1,710万円の申請を受け付けております。

支援金の申請期限は令和8年1月31日までとなっておりますので、まだ申請をされていない方は、産業振興課までお問い合わせいただきたいと思います。

次に、おもちゃ美術館に関する事業について、ご報告いたします。

おもちゃ美術館の入館者につきましては、11月現在、3万8,861人であり、令和5年の開館から累積しますと15万4,305人となっております。うち町民の利用は約5%で、多くは町外や県外からの入館者となっておりますが、今年度から実施しております、町内の未就学児を対象とした無料ペア招待券の配付により、町民の皆様の利用や認知度も高まってきております。

なお、無料ペア招待券は、11月末現在で349枚配付しており、うち150枚が利用されている状況となっております。

おもちゃ美術館におきまして、開館当初から取り組んでまいりました、子供から高齢者まで、また障害の有無に関わらず、どなたでも遊んでいただける環境や機会づくりについて、今年も「スマイルデー」を開催いたしました。「スマイルデー」は、重症心身障害児や医療的ケア児におきましても、周りを気にすることなく自由に楽しく遊んでいただけるよう、施設を貸し切りしております。今年、11月13日に、県立若草特別支援学校の子供や関係者の方が約50名、遊びに来てくださいました。また、「スマイルデー」以外にも、日高特別支援学校や県立盲学校など、多くの支援学校の皆様にご利用いただいております。

おもちゃ美術館の取組は、遊びや交流を通じて福祉の増進にも寄与するもの

と考えておりますので、今後もしっかりと継続してまいりたいと考えております。

次に、建設課の所管事項でございます。

水道事業について、ご報告いたします。

加茂本村東地区から、弘岡地区までの区間における管路の耐震化工事につきましては、来年3月末の竣工を目指して進めております。

また、水道未普及地域解消事業として取り組んでおります、黒岩、山本地区の配水管の拡張工事につきましては、来年2月末の竣工を目指して進めております。

近隣住民の皆様や工事区間を通行される皆様にはご不便、ご迷惑をお掛けしておりますが、細心の注意を払い、工事を進めておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

今後も計画的に水道施設の耐震化を実施するとともに、地震による断水などのリスクを軽減するとともに、安全で強靱な水道事業経営の持続化を目指し、適切な事業運営に取り組んでまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、学校教育の現状と課題について、ご報告いたします。

平成30年に、佐川町の学校教育の課題である不登校対策、学力向上対策と、ふるさと教育の推進のため、教育研究所を設立して以来、7年が経過いたしました。

この間、児童生徒、保護者、教職員を支えるため、不登校児童生徒の居場所づくりや、教育相談の充実、公設塾の開設など、さまざまな支援に取り組みながら、学校教育の質の向上のために、教職員研修の充実に取り組み、令和3年度からはふるさと教育「さかわ未来学構想」の推進に取り組んでおります。

その結果、中学校の不登校発生率につきましては、平成30年度までは年々全国平均との開きが大きく、県平均を超え増加しておりましたが、令和元年度、2年度と低下し、令和2年度には全国平均の4.1%、県平均の5.6%を下回り、3.1%まで低下しておりました。

その後、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、再度増加し、全国平均並みになっておりましたが、令和5年度は4.9%となり、令和6年度には全国平均6.79%、県平均6.24%に対し、佐川町は2.5%と下回っており、10月に今年度末を推計いたしましたところ、同レベルか下回る見込みが出ております。

これにつきましては、支援策に加え、教職員の児童生徒理解の促進や学級経営の改善など、施策の効果が現れてきているのではないかと考えております。

次に、児童生徒の学力の状況につきましては、毎年4月に小学校6年生と中

学校3年生を対象に実施しております、全国学力学習状況調査の令和7年度の結果から見ますと、小学校の国語と算数は全国平均並みで、学校間の格差は緩和傾向にあります。

中学校につきましては、全国平均を100として国語が92.5、数学は85.7で、昨年度、国語、数学共に全国平均並みであったことと比較しますと、学年間の格差が現れ、さらに学校間の格差も残っております。また、得点の分布を見ますと、子供間の格差も十分に解消しておりません。

今後、発達に課題を抱える児童生徒の増加や家庭での生活スタイルと、学習環境の乱れなど、ますます厳しくなる子供たちをめぐる状況と併せて、これらの指標を注視しながら、施策の有効性を確認し、持続・充実して改善を確かなものにしてまいります。

次に、子供たちにふるさと力、人間力、未来創造力を育成する「さかわ未来学構想」につきましては、子供たちがタブレット端末や電子黒板を駆使して、プログラミングに取り組んだり、ふるさと佐川についての学びを自ら深めたりしている様子が、各校で日常的に見られるようになっております。

来年度もさかわ未来学を一層推進して、「主体的、対話的で深める授業」を定着させ、学校教育の質の向上を目指してまいります。

この中でふるさと教育につきましては、小学生用ふるさと教育「サカワーク」の高学年用を「防災」「平和」「北見市常呂町との姉妹都市交流」「環境」の4分野の追加を中心に改訂作業を進めております。

今後、佐川町に住み続けたいと思う児童の増加などの成果をさらに拡大し、ふるさとを愛し貢献しようとする子供たちを育てることを目指し、社会教育への波及も合わせて、一層取組を実施させてまいります。

次に、子供たちの生活リズムの課題につきましては、健康福祉課長、各町立小中学校長、各PTA会長、保育園連絡協議会会長、保育園保護者会連絡協議会会長からなる「子どもの生活リズム向上プロジェクト推進委員会」から出された提言「家庭・保育所(園)・学校・行政の連携で子どもの生活リズムを改善しよう」に基づく取組が、令和5年度から始まっております。

乳幼児の睡眠時間につきましては、乳幼児健診の際に保護者に啓発用リーフレットを使用して働きかけ、体力の向上につきましては各保育所、小学校での運動・遊びや親子ふれあい遊びの導入を進め、メディアの使用については各PTAが課題意識をもって取組を始めております。

これらの取組につきましては、子供たちの健全な成長のため、引き続き教育委員会と健康福祉課との連携を強化しながら、充実させてまいります。

次に、10月21日から10月26日にかけて開催しました、第51回佐川町文

化祭について、ご報告いたします。

今年も小中学生と合同での作品展示、物品販売もあり、舞台出演が15団体、一般の作品展示が99点、小中学校の作品466点と盛況になりました。開催期間中の入場者は、731名ほどあり、「例年のように賑わいが見られ、大変良かった」とのお声もいただいております。

次に、高知大学出前公開講座について、ご報告いたします。

「文教のまち佐川の人づくり」の取組の一つといたしまして、12回目となります高知大学出前公開講座を、町民の皆様を対象に、11月13日、20日、28日の3日間、町総合文化センターにおいて開講いたしました。

今回の講座は、「高知の地質が語る日本列島の成り立ちと地震の化石」、「星の最期と新たな星の誕生」、「運動でフレイルを予防しよう」の三つをそれぞれテーマとして、定員各35名で募集いたしましたところ、3日間で延べ73名の受講があり、学ぶ意欲のある町民の皆様が多くいることを実感いたしました。なお、2日以上受講された27名には、高知大学学長名の修了証書が授与されました。

来年度以降につきましても、アンケート調査の結果なども参考にしながら、ふるさと教育「さかわ未来学」の推進と併せて、町民の皆様のご要望とご期待に応えることができる公開講座を開催したいと考えております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

まず、高知県選出の国会議員への要望活動について、ご報告いたします。

現在、高北病院をはじめ、県内の自治体病院を取巻く経営環境は、急激な人件費の増加や物価高騰などによる経費の増加もあいまって、多くの病院が赤字経営となり、極めて厳しい状況となっております。

経営改善のためには、診療報酬改定の大幅な引き上げ及び財政措置の拡充が急務であることから、11月1日に高知県自治体病院開設者協議会の方々とともに、高知県選出の国会議員2名に要望活動を行ってまいりました。

地域医療の最後の砦として住民の生命と健康を守り、自治体病院としての役割を果たすためにも、高北病院はなくてはならない公立病院であると考えておりますので、今後も引き続き要望活動を行ってまいります。

次に院内設備の整備について、ご報告いたします。

毎年、計画的に医療機器などの更新を行っておりますが、8月に、大型の医療機器の一つであるMRI（磁気共鳴画像）装置を更新いたしました。

オープン型であることから、開放感があり、閉所に不安がある方でも安心して検査を受けられることができ、さらに高画質で短時間の撮影が可能となっております。

また12月には、患者の方々をはじめ、来院される皆様に、院内においてインターネットが利用できるようWi-Fi設備を整備しましたので、待ち時間などの際に、ぜひご利用いただきたいと思っております。

今後も、地域の皆様の期待に応える病院づくりに取り組んでまいりますので、引き続き病院事業に一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、議案が18件となっております。

議員の皆様には、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。行政報告と私の所信表明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第5、議案第67号、令和7年度佐川町一般会計補正予算（第4号）から、日程第22、議案第84号、佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上18件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案についてご説明を申し上げます。

議案第67号、令和7年度佐川町一般会計補正予算（第4号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ6,853万3千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ92億9,408万6千円とするものであります。

議案第68号、令和7年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ66万3千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ16億7,112万1千円とするものであります。

議案第69号、令和7年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ29万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億8,846万6千円とするものであります。

議案第70号、令和7年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ897万3千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ19億83万3千円とするものであります。

議案第71号、令和7年度佐川町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出の既決予定額を、329万6千円増額し、支出の既決予定額を1億9,462万4千円とするものであります。

議案第72号、令和7年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入支出の既決予定額をそれぞれ47万5千円増額し、

収入の既決予定額を 3,184 万 3 千円、支出の規定予定額を 3,272 万 6 千円とするものであります。

議案第 73 号、佐川町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠しまして、一般職の職員の給料表及び期末手当勤勉手当の支給率等について改正するものであります。

議案第 74 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠しまして、特定任期付職員の給料表及び期末手当勤勉手当の支給率について改正をするものであります。

議案第 75 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、会計年度任用職員の給与表について改正するものであります。

議案第 76 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町病院管理者の給与月額を国の医療俸給表に準拠しまして、条例の一部を改正するものであります。

議案第 77 号、佐川町手数料条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、手数料及び公共施設の使用料について適正となるよう見直しを行った結果、関係条例について改正するものであります。

議案第 78 号、佐川町病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、手数料額の改定及びその他必要な改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 79 号、佐川町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防庁通知に基づき、林野火災の予防について所要の改正を行うものであります。

議案第 80 号、佐川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、本町におきまして、令和 8 年度よりいわゆるこども誰でも通園制度を実施するため、必要な基準を定める条例を制定するものであります。

議案第 81 号、佐川町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、内閣府の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 82 号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 83 号、佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する事業を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法の一部

改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 84 号、佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害その他、非常の場合において円滑な復旧工事の実施を図るため、町長が他の水道事業者が指定した指定給水装置工事事業者に給水装置工事を施工させる必要があると認めるときは、その施工が可能となるようになるよう、給水条例の改正を行うものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、担当課局長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

議案第 67 号、令和 7 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、ご説明をさせていただきます。補正予算書のフォルダーでございます、令和 7 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）をご参照ください。主なものについて、ご説明をさせていただきます。

初めに、補正予算書の 4 ページ、第 2 表繰越明許費をご覧ください。

6 款、1 項商工費、事業名花見事業の 254 万 5 千円につきましては、来年 3 月に事業が開始され、4 月に事業が終了することから、繰り越しをするものでございます。

次に、補正予算書の 5 ページ、第 3 表地方債補正をお開きください。1 変更の表は地方債の変更となります。

農業基盤整備事業につきましては、県営圃場整備事業の負担金の増額に伴い、地方債の限度額を 660 万円増額し、4,210 万円に変更するものでございます。

次に、事項別明細書の 16、17 ページをお開きください。主な歳出の説明をさせていただきます。なお、今回の補正で人件費に係るものにつきましては、主に職員の給料表や期末勤勉手当や通勤手当の改正に伴うものとなっております。

上の表の 2 段目になります。2 款、1 項、8 目諸費、11 節役務費の説明欄、手数料 100 万円につきましては、長竹公民館駐車場用地購入のため、清算人選任申し立てを行う手数料及び予納金を補正するものであります。

続きましてそのすぐ下の段、2 款、1 項、8 目諸費、18 節負担金、補助及び交付金の説明欄、防犯灯設置工事補助金 115 万円につきましては、自治会所有の防犯灯につきましては、修繕に関する要望が多く、補助金を増額計上させていただきます。

次に 18、19 ページをご参照ください。

上から1つ目の表の3段目、3款、1項、1目社会福祉総務費、12節委託料の説明欄、障害福祉計画・障害児福祉計画委託料の907万5千円につきましては、障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画が令和8年度に終了することから、次期計画の策定業務委託料となっております。

次に同じページの上から2つ目の表、4段目、3款、3項、1目児童福祉総務費、19節扶助費の説明欄、障害児通所等サービス費1,700万円につきましては、障害児通所給付額が当初予算見込みより多くなったためとなっております。

次に、20、21ページをご参照ください。

21ページ上から1つ目の表の1段目になります。3款、3項、2目児童福祉費、12節委託料の説明欄、私立保育所運営費の1,528万3千円につきましては、公定価格の単価及び処遇改善等加算の計算方法が変更になったための変更となっております。

次に、22、23ページをご参照ください。

23ページ、下から3段目になります。5款、1項、6目農地費、18節負担金、補助金及び交付金の説明欄、農業競争力強化農地整備事業負担金の730万円につきましては、県の事業計画変更に伴い、前倒し施行となる県営圃場整備事業の負担金が増額となったためとなっております。

次に、26、27ページをご参照ください。

27ページ上から2つ目の表の5段目になります。7款、4項、2目住宅総務費、18節負担金、補助及び交付金の説明欄、建築物耐震対策緊急促進事業費補助金231万円につきましては、地震の際の避難路確保のため、指定された建築物については耐震診断が義務化されておりますけれども、所有者から年度途中で診断の要望があり、今年度は事業の最終年度であるため、急遽の実施が必要となったためとなっております。

次に、28、29ページをご参照ください。

29ページ上から2つ目の表の3段目になります。9款、2項、1目学校管理費、17節備品購入費の説明欄、備品購入費142万4千円につきましては、斗賀野小学校の車椅子型昇降機購入費となっております。

次に、30、31ページをご参照ください。

31ページ下から3段目になります。9款、4項、10目文化会館費、12節委託料の説明欄、浄化槽エアリー漏れ配管調査委託料104万5千円につきましては、桜座の合併浄化槽のエアリー漏れの原因調査の委託料となっております。

主な歳出の説明は以上で終わらせていただきます。

続きまして歳入のご説明をさせていただきます。

10、11 ページまでお戻りください。

10、11 ページの2つ目の表、14 款、1 項、1 目民生費国庫負担金の 813 万 5 千円につきましては、保育所運営費に対する国庫負担金の増額となっております。

同じく 14 款、1 項、1 目民生費国庫負担金の 850 万円につきましては、障害児通所等サービス費に対する国庫負担金の増額となっております。

同ページ、3つ目の表、14 款、2 項、4 目土木費国庫補助金、1 節住宅費補助金 115 万 5 千円につきましては、建築物耐震対策緊急促進事業費補助金と、なっております。

次のページの表、21 款、1 項、5 目農林水産業債、1 節農業債 660 万円につきましては、県営圃場整備事業に対する公共事業等債となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

それでは、私のほうからは議案第 68 号と 69 号について説明をいたします。

まず、議案第 68 号、令和 7 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、こちらも給与改定に伴う補正となっております。

予算書の 11 ページをご覧ください。こちら、歳出になりますけれども、人件費として合計 66 万 3 千円を計上しております。

歳入につきましては、ページ戻っていただきまして 9 ページ。こちらのほうに、職員給与費等繰入金として、一般会計からの繰入金を増額計上をしております。

次に、議案第 69 号、令和 7 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）です。こちらも同様に給与改定に伴う補正となっております。

予算書、こちらも 11 ページをご覧ください。はい、こちらも歳出になりますけれども、人件費として合計 29 万円を計上。

歳入につきましては、戻っていただきまして 9 ページ。こちらも職員給与費等繰入金としまして、一般会計繰入金を同額計上しております。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私からは議案第 70 号、令和 7 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明をさせていただきます。

同じ補正予算のフォルダーにあります、議案第 70 号、介護保険の補正予算書をお開きください。

まず、補正予算書の 12、13 ページをお願いいたします。こちら歳出予算の明細書となっております。

この中で、人件費の補正につきましては、人事院勧告に伴うものですので省略をさせていただきます。その他で、主なものをご説明いたします。

まず、1 段目の表の 1 款、1 項、1 目一般管理費の、12 節委託料の説明欄、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料の 92 万 4 千円。こちらにつきましては、令和 6 年度の報酬改定のうち、給与所得控除の最低保障額の引き上げに伴う介護保険料システムの改修費用となっております。

次に、3 段目の表の 2 款、2 項、1 目介護予防サービス給付費、18 節の説明欄、サービス給付費負担金の 249 万 8 千円につきましては、当初の見込みより給付費が伸びており、不足見込み分を補正をするものです。

また、同じ表の 2 款、2 項、3 目介護予防福祉用具給付費の 15 万 3 千円。4 目介護予防住宅改修費の 88 万 4 千円。7 目地域密着型介護予防サービス給付費の 145 万 2 千円につきましても、当初の見込みより執行状況が伸びており、不足見込み分を補正をするものです。

続きまして、ページを戻りますが、8 ページから 11 ページまで。こちらは歳入予算の明細書となっております。

こちらにつきましては、歳出予算で補正をいたしました金額について、介護保険法で定められております国、県、町の負担割合に基づいて計算した額を、歳入で補正をするものでございます。

以上が、議案第 70 号の説明です。よろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

私のほうからは、議案第 71 号と第 72 号についてご説明をさせていただきます。

まず、議案第 71 号、令和 7 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、収益的支出の既決予定額の増額補正を行うもので、支出の既決予算額を 1 億 9,462 万 4 千円に補正するものです。補正の理由としましては、人件費の改定による人事院勧告に対応したものが理由となっております。

議案第 72 号、令和 7 年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算書（第 3 号）につきましては、収益的収入支出、既決予定額を増額補正をするもので、収入の既決予定額を 3,184 万 3 千円、支出の既決予定額を 3,272 万 6 千円にそれぞれ

れ補正するものであります。

なお、議案第 71 号の詳しい中身につきましては、予算書の 11 ページ。農業集落排水事業につきましての明細を、補正予算書の 10 ページに記載してありますので、またご確認いただきたいと思います。説明は以上です。

議長（松浦隆起君）

ここで、10 時 25 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 09 分

再開 午前 10 時 25 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長、横島君。

総務課長（横島克彦君）

それでは、私のほうから議案第 73 号につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第 73 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新旧対照表、第 1 条関係と第 2 条関係の 2 つの参考資料を掲載をさせていただきます。

まず参考資料、議案第 73 号関係（第 1 条関係）を、ご参照ください。

本案は国に準拠し、令和 7 年度より行政職給料表及び一般職の職員に支給する通勤手当、宿日直手当の支給額、期末手当、勤勉手当の支給割合を引き上げる改正となっております。

まず、通勤手当につきましては、自動車等使用者に対する通勤手当の現行の距離区分について、200 円から 7,100 円の幅で引き上げ改定を行っております。

次に、宿日直手当につきましては、1 回につき 300 円の引き上げ改定を行っております。

次に、期末手当の支給割合ですが、3 ページ目の 1 つ目の下線部のように、現行の 100 分の 125 から、100 分の 2.5 引き上げ、本年度 12 月分の支給割合を 100 分の 127.5 に、また、現行の中頃にございます 2 つ目の下線部のように、一般職の職員のうち、再任用職員に係る期末手当の支給割合は、現行の 100 分の 70 から、100 分の 2.5 引き上げ、12 月分の支給割合を 100 分の 72.5 とするものであります。

次に、勤勉手当の支給割合につきましては、4 ページ目の左の表の 1 つ目の下線部のように、現行の 100 分の 105 から、100 分の 2.5 引き上げ、本年度 12

月分の支給割合を100分の107.5に。また左の表の2つ目の下線部のように、一般職の職員のうち、再任用職員に係る勤勉手当の支給割合を、現行の100分の50から、100分の2.5引き上げ、12月分の支給割合を100分の52.5とするものであります。

同じページの中頃から始まります別表第1は、行政職給料表の新旧対照表となっております。

民間給与との格差を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に、給料月額を引き上げ改定をさせていただいております。

この第1条関係は、令和7年4月1日より適用し、公布の日から施行するものです。

もう1つの議案第73号関係（第2条）の参考資料は、来年度から6月と12月の期末手当、勤勉手当の支給割合が同じとなるように改正する新旧対照表となっており、令和8年4月1日より施行をするものであります。73号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第74号につきましてご説明をさせていただきます。

議案第74号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠し、令和8年度より、特定任期付職員給料表及び特定任期付職員に支給する期末手当、勤勉手当の支給割合を引き上げる改正となっております。

なお、本案の改正の対象は特定任期付職員となっております。佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の第2条に規定されている職員であり、現在、勤務されております任期付の短時間勤務職員は対象ではございません。74号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第75号につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第75号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、佐川町会計年度任用職員の給料表を改正するものです。

会計年度任用職員の給与につきましては、行政職給料表の1、2級を適用しているところですが、国に準拠いたしまして、給料表を改正するもので、令和8年4月1日より施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

それでは私から、議案第76号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関

する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明させていただきます。

参考資料フォルダにあります、議案第 76 号の新旧対照表をご覧ください。
今回の改正につきましては、第 2 条の病院事業管理者の給料月額を、62 万 5 千円を 64 万 1,800 円に改めるものでございます。

給料月額は、本年の人事院勧告によります国の医療職俸給表 1 に準拠しております。適用日は本年 4 月 1 日となります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

議案第 77 号につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第 77 号、佐川町手数料条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、各種証明発行などに関する手数料や、公共施設の使用料など、各種行政サービスの利用料について、現行の手数料及び使用料の金額が適正となるように見直しを行うものであります。それに伴う改正でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

それでは私から、議案第 78 号、佐川町病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。

それでは参考資料にあります、議案第 78 号関係の新旧対照表をご覧ください。

今回の改正につきましては、本条例第 4 条第 3 項第 4 号に規定しております、その他の使用料等の額。主に文書の手数料の額の改定と、併せて所要の整理を行うものです。手数料の額につきましては、昨今の診療報酬改定や人件費の上昇に合わせて見直しを行っております。施行日は令和 8 年 4 月 1 日となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

議案第 79 号につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第 79 号、佐川町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防庁通知に基づき、林野火災に関する注意報が発令された場合

は火入れを行ってはならない。また、火入れ中につきましても同様に、林野火災に関する注意報が発令された場合は、速やかに消火をしなければならない。とする改正を行うものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私からは、議案第 80 号から議案第 82 号のご説明をさせていただきます。

まず、議案第 80 号、佐川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案フォルダにあります、第 80 号をお開きください。こちら、新規制定となりますので新旧対照表はありません。本文のほうをご覧ください。

まず、条例の制定の趣旨と事業の概要について、まずご説明をさせていただきます。

この本条例の題名にあります乳児等通園支援事業とは、一般的にはこども誰でも通園制度と言われているものでして、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国全ての自治体において令和 8 年度から実施をされます。

乳児等通園事業の概要につきましては、保育所等に通園していないゼロ歳 6 か月から 2 歳までの未就園児を対象にして、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な学びや、生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて乳児、児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業となっております。

この本条例につきまして、本町の保育所において、この乳児等通園支援事業を実施するにあたり、必要な設備及び運営の基準について新規に定めるものとなっております。

条例の構成といたしましては、全 3 章 27 条からなっております。具体的な基準等につきましては、条例案の 2 ページ目から始まります、第 2 章において定められております。

主なものを申し上げますと、第 5 条におきましては、事業者の一般原則について規定をしております。第 7 条におきましては、安全計画の策定義務について。少し飛びますが、第 16 条におきましては、運営上の重要事項等の内部規定の整備について。第 20 条におきましては、一般型、余裕活用型に区分される事業類型について。第 21 条以降におきましては、事業類型ごとの職員基準等について定めております。

なお、本町におきましては、町立保育所 1 か所での実施を予定をしております。

す。本条例の施行日は、公布の日からとなります。

次に、第 81 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をいたします。

こちらは参考資料フォルダにあります、議案第 81 号関係の新旧対照表をお開きください。

こちらの条例改正につきましては、内閣府令の改正に伴い、関係する条文を改正するものとなっております。

主な改正内容についてご説明をいたします。この新旧対照表の 1 ページ目をご覧ください。

第 17 条第 2 項の改正につきましては、事業者が義務づけられている乳幼児に対する健康診断、こちらの例外措置について、現行の児童相談所が行う場合に加え、母子保健法に基づき、自治体等が行う乳幼児健診を受けている場合も追加をするものとなっております。

次に 2 ページ目に移りまして、第 23 条。こちらは職員の資格等に関する規定となっておりますが、第 2 項の改正につきましては、これまで国家戦略特別区に限って認められていた地域限定保育士制度が、都道府県や政令都市を単位として一般制度化されるため、職員の資格に地域限定保育士を加えるものです。以下の条文改正につきましても、同様の理由での改正となっております。本条例の施行日は公布の日からとなります。

次に、議案第 82 号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をいたします。

こちら、参考資料フォルダにあります議案第 82 号関係の新旧対照表をご覧ください。

こちら第 25 条の改正につきましては、児童福祉法の改正に伴い、引用する条項の番号にずれが生じたため、改正をするものとなっております。また、第 15 条第 1 項第 1 号及び第 37 条第 1 項の改正につきましては、不要な字句の削除または修正をするものとなっております。いずれも実質的な内容の変更を伴うものではなく、形式的な改正となっております。本条例の施行日は、公布の日からとなります。

以上で、私からの説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

私のほうからは議案第 83 号、佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

参考資料フォルダにあります、参考資料、議案第 83 号関係、新旧対照表をご覧ください。

今回の条例の一部改正につきましては、児童等虐待の対応強化を図るため、児童福祉法の一部が改正され、同法第 33 条に第 2 項及び第 3 項が追記されたことにより、条項のずれが生じたことに伴いまして、当該条例第 13 条、文中にあります法第 33 条の 10 各号を、法第 33 条の 10 第 1 項各号に改めるものでございます。

説明につきましては以上です。どうぞよろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

それでは、私のほうから議案第 84 号、佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明させていただきます。

今回の条例の改正につきましては、災害その他、非常の場合において円滑な復旧工事を実施するため、条例の一部を改正する内容となっております。

今回の改正に至りました経過につきましては、令和 6 年に発生しました能登半島地震の際に、指定給水工事事業者に工事の需要が集中し、工事事業者の確保が困難になったことなどから、必要が生じた場合には、他の市町村が指定した事業者にも工事の施工が可能になるよう、条例に規定を設けることについて、国土交通省から技術的助言を受けて改正するものとなっております。

なお、参考資料のフォルダの中に新旧対照表を入れてありますので、またこちらのほうでもご確認いただければと思います。以上です。

議長（松浦隆起君）

以上で、議案第 67 号から議案第 84 号までの提案理由説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を 8 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午前 10 時 46 分

